解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月三十日寄附行為の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月五日

沖縄県那覇市安里一丁目七番三号

財団法人おもと会

代表清算人　石井　和博

第五十八期決算公告

平成二十五年二月二十八日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部

流動資産	一、九五四、六八九
固定資産	九、二三七、四六三
有形固定資産	八、六九六、二七七
無形固定資産	二二、一六〇
投資その他の資産	五一九、〇二五
合計	一一、一九二、一五二

負債及び純資産の部

流動負債	六、四七四、二六〇
固定負債	三、七八六、一〇二
株主資本	九二八、八一一
資本金	一四〇、〇〇〇
利益剰余金	七八八、八一一
利益準備金	三二、〇九五
その他利益剰余金	七五六、七一六
（うち当期純利益）	（二六、八一八）
評価・換算差額等	二、九七八
合計	一一、一九二、一五二

平成二十五年六月五日

宮崎市橘通東三丁目四番一二号

株式会社宮崎山形屋

代表取締役　佐多　芳大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道千歳市栄町一丁目七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　麗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

事務所札幌市中央区大通西一一丁目四―二　第二大通藤井ビル六階札幌アライアンス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　越前谷孝弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市福田町三番地内、最後の住所秋田県大仙市福田町一三番二六号

被相続人　亡　佐藤正喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

秋田県大仙市大曲金谷町一番一一号

相続財産管理人　司法書士　相馬　完

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡阿見町大字小池八六八番地、最後の住所茨城県稲敷郡阿見町大字小池八六七番地五　被相続人　亡　市﨑　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

事務所茨城県土浦市木田余西台二―六六　ＩＢＣビル二〇六

相続財産管理人　弁護士　三輪　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市横山町三丁目四八五七番地、最後の住所茨城県古河市東本町一丁目二二番二六―五〇八号友愛コーポ

被相続人　亡　寺内　優悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

茨城県坂東市岩井四九四五―四

相続財産管理人　弁護士　角口　貴秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市西三島四丁目一八三番地二六七、最後の住所栃木県那須塩原市西三島四丁目一八三番地三〇三

被相続人　亡　渡邉　暉夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

栃木県大田原市中央二―二―五

相続財産管理人　弁護士　高田　直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区興野一丁目五八一番地、最後の住所群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚一六九七番地六　被相続人　亡　葛西　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

群馬県前橋市表町一丁目二四番一号フィフティストームビル二一号室

相続財産管理人　野口　知聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区石川町一丁目二一〇番地、最後の住所東京都大田区石川町一丁目二番一四号　被相続人　亡　根本　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号　全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市多摩川三丁目四三番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山口ふさゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区竜泉一丁目九五番地、最後の住所東京都台東区竜泉一丁目九番一号　被相続人　亡　松平　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番七号昇龍館ビル六〇一グローブ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区三筋二丁目一七番地五、最後の住所東京都板橋区前野町六丁目八番一一号　被相続人　亡　米澤智惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区東尾久三丁目二四〇五番地、最後の住所東京都墨田区東駒形二丁目一八番七号　被相続人　亡　野崎あや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

事務所東京都港区虎ノ門一丁目一番三号磯村ビル五階東京エクセル法律事務所　相続財産管理人　弁護士　面川　典子